

【貸借対照表】

(金額単位:千円)

資 産	2022年度末	2023年度末	負債及び組合員勘定	2022年度末	2023年度末
現金	170,421	181,406	預金積金	12,480,161	12,846,006
預け金	3,902,877	4,698,279	要求払預金	5,395,816	5,277,810
有価証券	9,175,692	11,650,372	定期性預金	7,084,344	7,568,195
国債	110,340	107,500	借入金	0	0
地方債	105,000	103,380	その他負債	21,758	45,346
社債	3,695,260	3,238,280	引当金	56,535	46,566
証券投資信託	—	—	退職給付引当金	46,581	35,937
株式	3,722,602	6,314,154	役員退職慰労引当金	2,600	3,200
外国証券	1,542,489	1,887,058	賞与引当金	7,354	7,428
貸出金	3,133,599	2,906,667	繰延税金負債	601,317	1,295,805
証書貸付	2,516,379	2,268,874	負債計	13,159,772	14,233,725
当座貸越	617,219	637,793	純資産	3,397,044	5,396,180
その他資産	172,700	205,902	普通出資金	54,324	53,211
有形固定資産	6,175	12,730	利益剰余金	1,598,405	1,622,940
無形固定資産	18,743	18,733	利益準備金	62,000	62,000
繰延税金資産	—	—	その他利益剰余金	1,536,405	1,560,940
貸倒引当金	△ 23,393	△ 44,186	特別積立金	1,458,000	1,478,000
(うち個別貸倒引当金)	(△ 13,889)	(△ 35,394)	(うち、目的積立金)	(—)	(—)
			当期末処分剰余金	78,405	82,940
			(うち、当期純利益)	(28,117)	(28,955)
			その他有価証券評価差額金	1,744,314	3,720,028
合 計	16,556,816	19,629,905	合 計	16,556,816	19,629,905

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は定率法を採用しております。また、耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 動 産 | 5年～20年 |
|-----|--------|
- また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表に与える影響は軽微であります。
4. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 正常先債権及び要注意先債権については、前期までは協同組織金融機関の貸倒引当金の特例について、法定繰入率(1,000分の3)により引当てしておりましたが、今期は貸倒実績率による算出額が上回ったことから、その算出額により引当てしております
- 破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。
- また、全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
6. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末における必要額を計上しております。
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当期末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 金融再生法に基づく債権は次のとおりです。なお、債権には貸出金の他、その他資産中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されるものであります。
- | | |
|--------------------|-------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 58百万円 |
| 危険債権額 | 2百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | -百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | -百万円 |
| 合計額 | 60百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。